

ボートパーク広島設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年九月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第七十九号

#### ボートパーク広島設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

ボートパーク広島設置及び管理に関する条例（平成十七年広島県条例第五十三号）の施行期日は、平成十九年十月一日とする。